

議案第21号

二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月27日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

一般職の職員の給与に関する法律の改正により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたこと並びに損害補償の算定基礎となる額の加算の対象者に対する有利性の確保及び事務の効率化を図ることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

二宮町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年二宮町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2項（」の次に「これらの規定を」を、「第36条」の次に「第8項」を、「いう。）が消防作業」の次に「又は水防」を加える。

第5条第2項中「次に」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令335号。以下「政令」という。）第2条第2項から第4項まで及び別表に」に改め、同項各号を削り、同条第3項及び第4項を削る。

別表を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害となった場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業又は水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害となったときは、町長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、<u>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令335号。以下「政令」という。）第2条第2項から第4項まで及び別表に定めるところによる。</u></p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害となった場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項（同法第36条において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害となったときは、町長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、<u>次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>務による負傷若しくは疾病により死亡し若しくは障害となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</u></p> <p><u>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害となった場合には、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</u></p> <p><u>3  次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人について300円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p><u>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p><u>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p><u>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p>

改正後

改正前

- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,400円	13,300円	14,200円
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,400円
班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円

備考

- 1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された前日における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。